

山口県報

平成22年
3月31日
(水曜日)

目 次

教委規則
山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則……………一
教委訓令
山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令……………二
山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令……………五



山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第九号

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一岩国学区の項中

山口県立坂上高等学校
山口県立広瀬高等学校

を削り、同表柳井学区

の項中

山口県立熊毛南高等学校上関分校

を削り、同表周南学区の項中

山口県立鹿野高等学校

を削り、同表防府学区の項中

山口県立徳佐高等学校

を削り、同表萩学区の項中

山口県立徳佐高等学校高俣分校

及び

山口県立奈古高等学校須佐分校

を削る。

別表第二中

山口県立広瀬高等学校

山口県立徳佐高等学校

及び

一

山口市のうち阿東中学校区、阿東東中学校区	
山口県立徳佐高等学校高俣分校	山口県立奈古高等学校須佐分校

削る。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般
学校を除く各教育機関

山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会事務局等職員服務規程（昭和三十六年山口県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項の表中第十九号を第二十号とし、第八号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次のように加える。

八時間外勤務代替休暇を受ける場合（勤務時間条例第十六条）	時外休
------------------------------	-----

別記第十号様式の表中

介 護 休 暇 (日 護・時)									
--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

介 護 休 暇 (日 護・時)									
時間外勤務代替休暇 (日・時・分)									

に改め、同様式の

裏中 介 護 休 暇 (日 護・時)									
--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

を

介 護 休 暇 (日 護・時)									
時間外勤務代替休暇 (日・時・分)									

に改め

る。

別記第十一号様式を次のように改める。

第11号様式 (第15条関係)

(表)

時間外勤務・休日勤務命令簿 (勤務時間整理簿)
(年 月分)

No.	職名	氏名	勤務命令 (勤務) 間	勤務 時間数	従 事 業 務 内 容	勤務 区 分												所 属 長 印	備 考						
						勤 務 区						外 務 区								休 日 勤 務	夜 間 勤 務				
						時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分								
			時 分 から 分 まで	時 分		時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分		
			時 分 から 分 まで	時 分		時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分		
			時 分 から 分 まで	時 分		時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分		

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(用紙の使用)

2 この訓令の施行の際、改正前の山口県教育委員会事務局等職員服務規程に定める様式による出勤状況整理簿等を印刷した用紙で使用中的のもの及び残存するものについては、これに所要の調整をして使用することができる。

山口県教育委員会訓令第二号

県立学校一般

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県立学校職員服務規程（昭和四十七年山口県教育委員会訓令第六号）の一部を次のように改正する。

別記第六号様式の表中

「介護・休暇（日・時）」									
--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

「介護・休暇（日・時）」									
「時間外勤務代替休暇（日・時・分）」									

に改め、同様式の

「(真中) 介護・休暇（日・時）」									
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

「介護・休暇（日・時）」									
「時間外勤務代替休暇（日・時・分）」									

に改め

別記第十六号様式を次のように改める。

第16号様式 (第22条関係)

(表)

時間外勤務・休日勤務命令簿 (勤務時間整理簿)
(年 月分)

No.	職名	月日	勤務命令 (勤務時間)	勤務時間数	従事業務内容	勤務時間の区別												休日勤務	夜間勤務	備考	所属 長印		
						勤務時間						外										勤務	
						時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分					時	分
所属 長			時	分		25/100	50/100	100/100	125/100	135/100	150/100	60H前 + 50/100 (100/100)	25/100 (125/100)	15/100 (135/100)	160/100	175/100 + 50/100 (125/100)	25/100 (150/100)	15/100 (160/100)					
			時	分																			
			時	分																			
			時	分																			
			時	分																			

平成二十二年三月三十一日発行

発行人

山口県知事

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(用紙の使用)

2 この訓令の施行の際、改正前の山口県立学校職員服務規程に定める様式による出勤簿等を印刷した用紙で使用中的のもの及び残存するものについては、これに所要の調整をして使用することができる。